

不利益処分の処分基準

処 分 名		学習館附設店舗等の使用許可の取消し		
根拠例規及び条項		多治見市学習館の設置及び管理に関する条例（平成 8 年条例第 36 号）第 16 条		
所 管 部 課 名		環境文化部 文化スポーツ課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	—		
	基 準	<p>（使用の許可の取消し等）</p> <p>条例第 16 条 市長は、次の事項のいずれかに該当する場合は、附設店舗等の使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 市において公用又は公共用に供するため必要が生じたとき。</p> <p>(2) 不正行為によって附設店舗等を使用していることが明らかになったとき。</p> <p>(3) 附設店舗等の使用料を 3 月以上滞納したとき。</p> <p>(4) 附設店舗等を 1 月以上引き続き使用しないとき。</p> <p>(5) 附設店舗等を故意にき損したとき。</p> <p>(6) 美観及び公安を害し、風俗を乱すような行為をし、又はそのおそれがあると市長が認めたとき。</p> <p>(7) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(8) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。</p>		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				